

水道事業の概要と現状

目 次

- ① 水道事業の沿革 …… P. 1
- ② 水道水が各家庭に届くまで …… P. 3
- ③ 配水施設の状況 …… P. 4
- ④ 県水・自己水供給エリア …… P. 6
- ⑤ 水道事業の経営状況 …… P. 8

① 水道事業の沿革

昭和20年代後半～
昭和40年代 16組合の簡易水道と4事業所の専用水道が発足

昭和46年3月 水道事業認可（創設）

昭和49年8月 1号配水池しゅん工

昭和50年3月 配水場管理棟しゅん工

昭和51年8月 2号配水池しゅん工

昭和52年6月 県営水道受水開始

昭和54年7月 全簡易水道の市上水道事業統合

昭和55年11月 水道事業変更認可（第1期拡張）

昭和62年4月 第1期配水管整備事業着手

平成5年4月 水道事業変更認可（第2期拡張）

平成9年4月 第2期配水管整備事業着手

平成19年4月 第3期配水管整備事業着手

平成20年4月 一部民間委託開始
（検針徴収総合業務・配水施設等運転管理業務）

平成22年11月 第2期拡張事業変更

平成29年4月 第4期配水管整備事業着手

平成30年7月 本町水源閉鎖

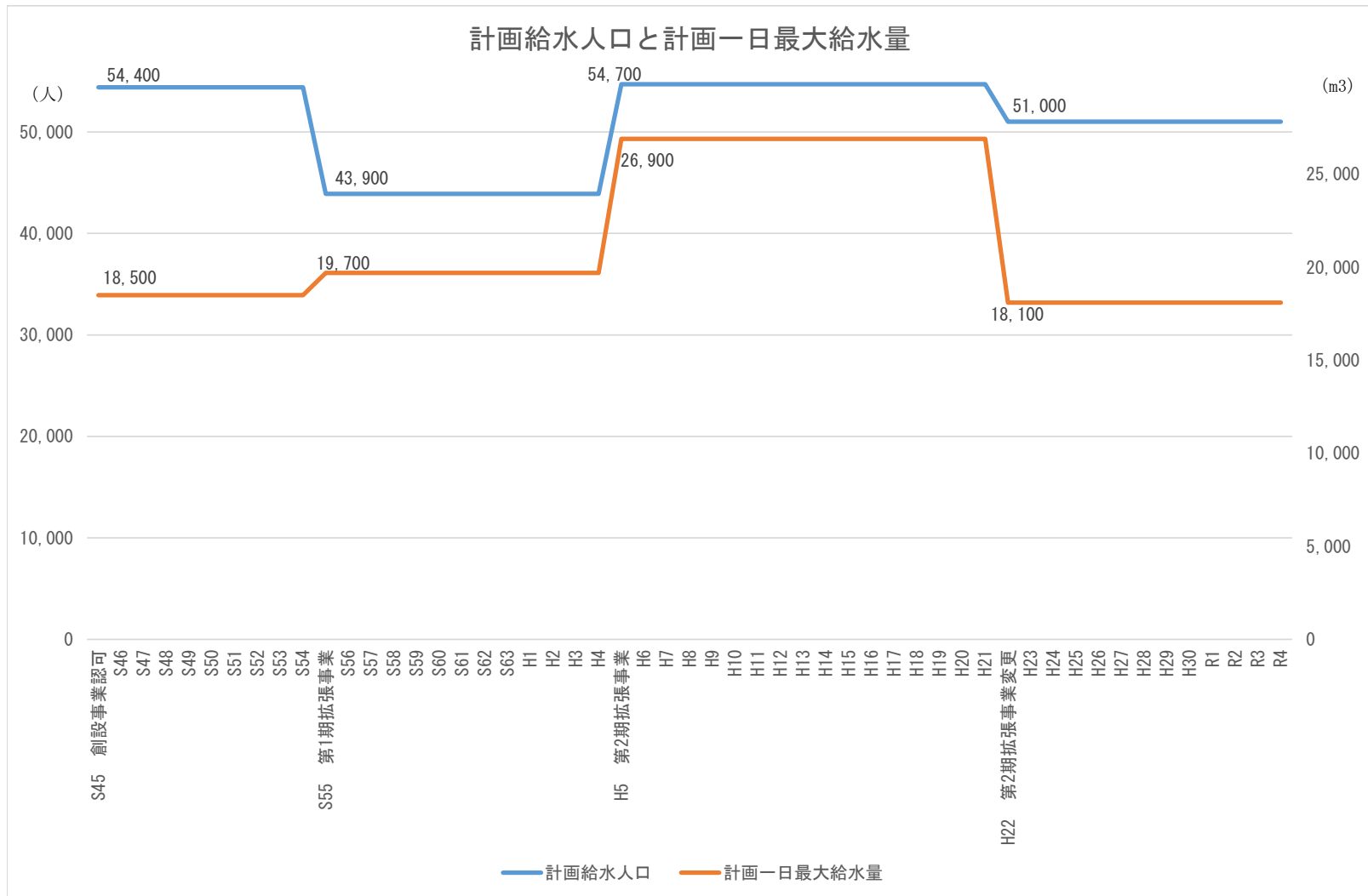
令和3年3月 稻荷町水源閉鎖



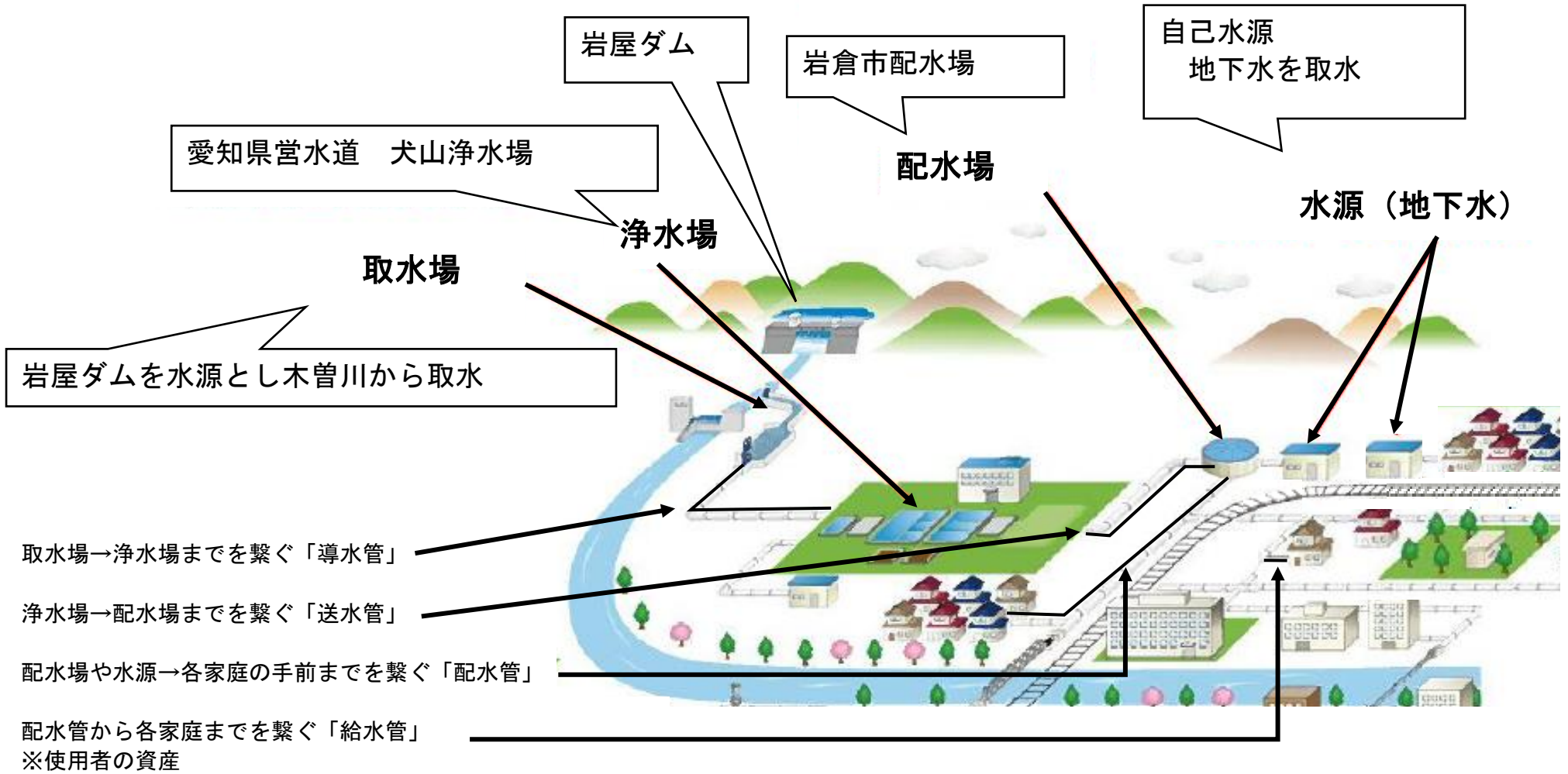
岩倉市配水場



給水車



② 水道水が各家庭に届くまで

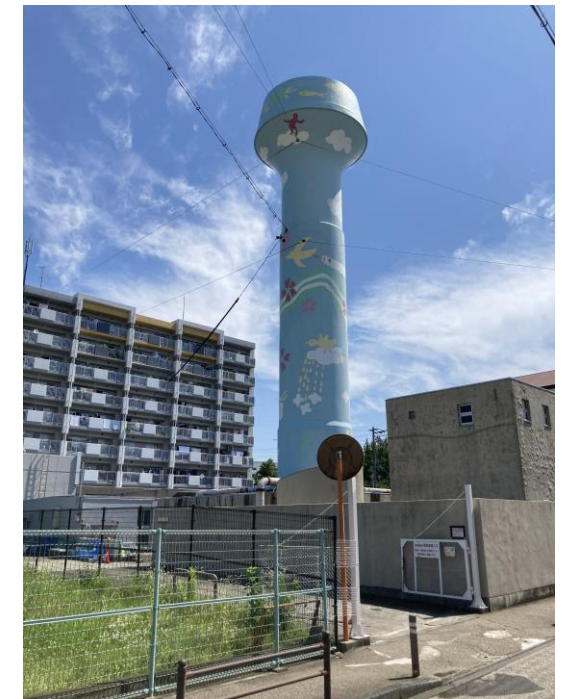


③ 配水施設の状況

施設名	水源の種別	施設能力 (m3)
岩倉市配水場	県水受水	18,300
第1水源	自己水 (深井戸)	900
第2水源	自己水 (深井戸)	1,000
第3水源	自己水 (深井戸)	800
八劔町水源	自己水 (深井戸)	700
東町水源	自己水 (深井戸)	950
野寄町水源	自己水 (深井戸)	100
曾野町西水源	自己水 (深井戸)	300
曾野町東水源	自己水 (深井戸)	450
曾野町北水源	自己水 (深井戸)	310
岩倉団地配水場	自己水 (深井戸)	2,200
合計		26,010



第3水源



岩倉団地給水塔

岩倉市配水場



← 管理室

コンピュータが各機器からの情報を常時監視し配水状況をミニグラフィック及びCRTに表示します。
ここで配水場のすべての機器をコントロールしています。



配水ポンプ →

6台のポンプで運転台数と回転数をコントロールして水を送っています。

口径200mm・出力60kw 3台

口径200mm・出力55kw 3台

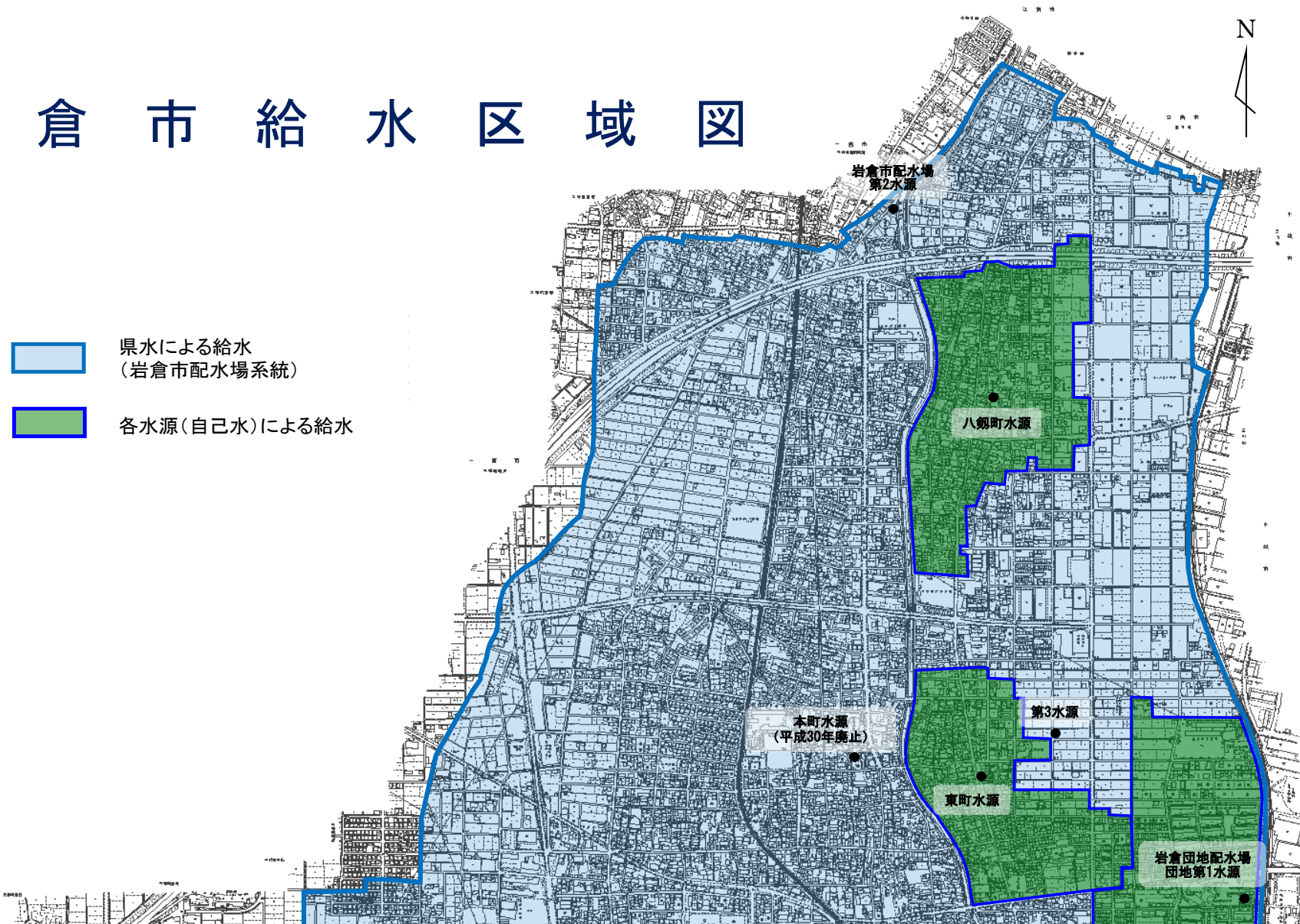


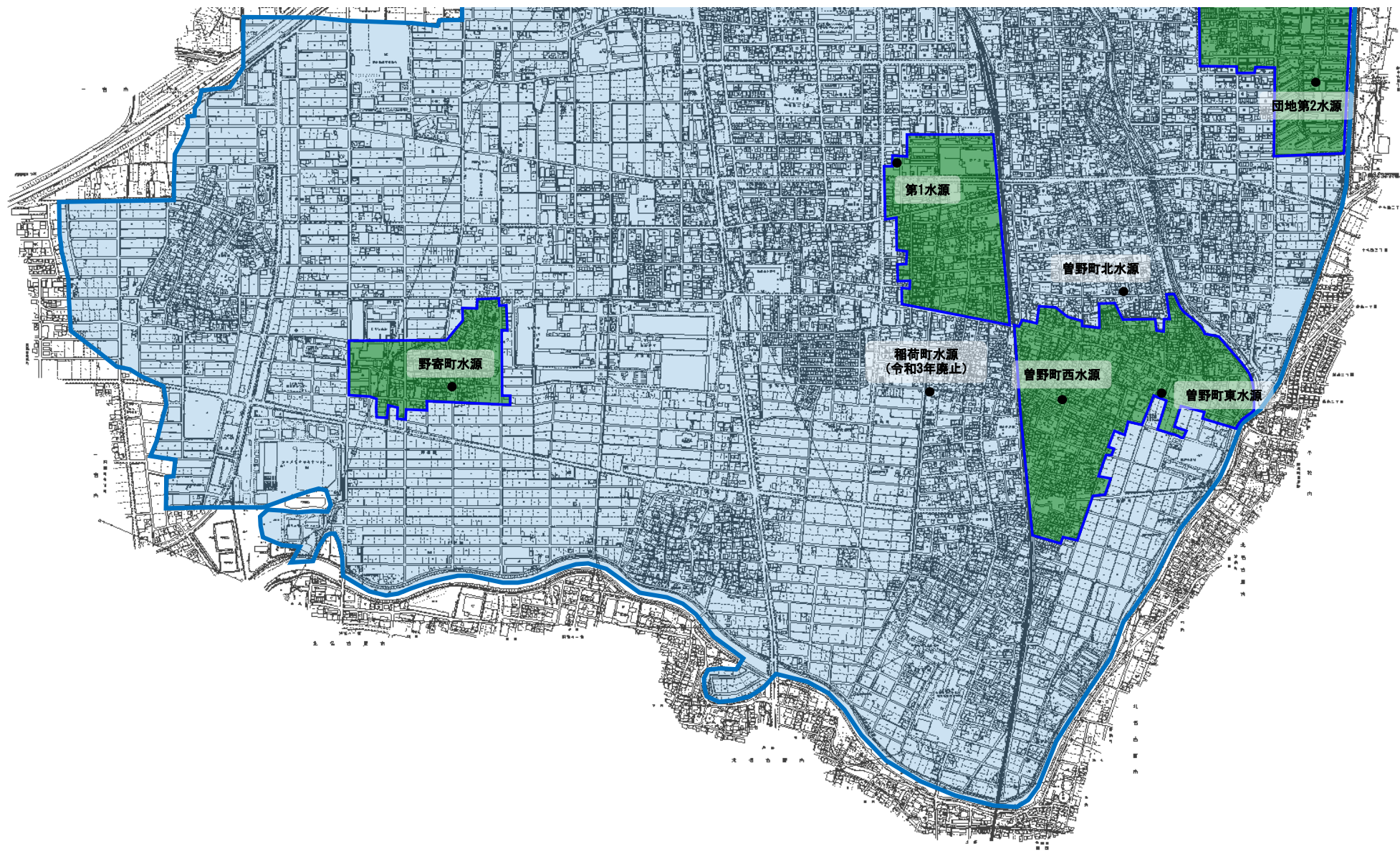
← 配水地

PCタンク（鉄筋コンクリート製）4, 100m³×2池
1号配水池には、震災時に飲料水を確保するため地震計と連動する緊急遮断弁が設置してあります。

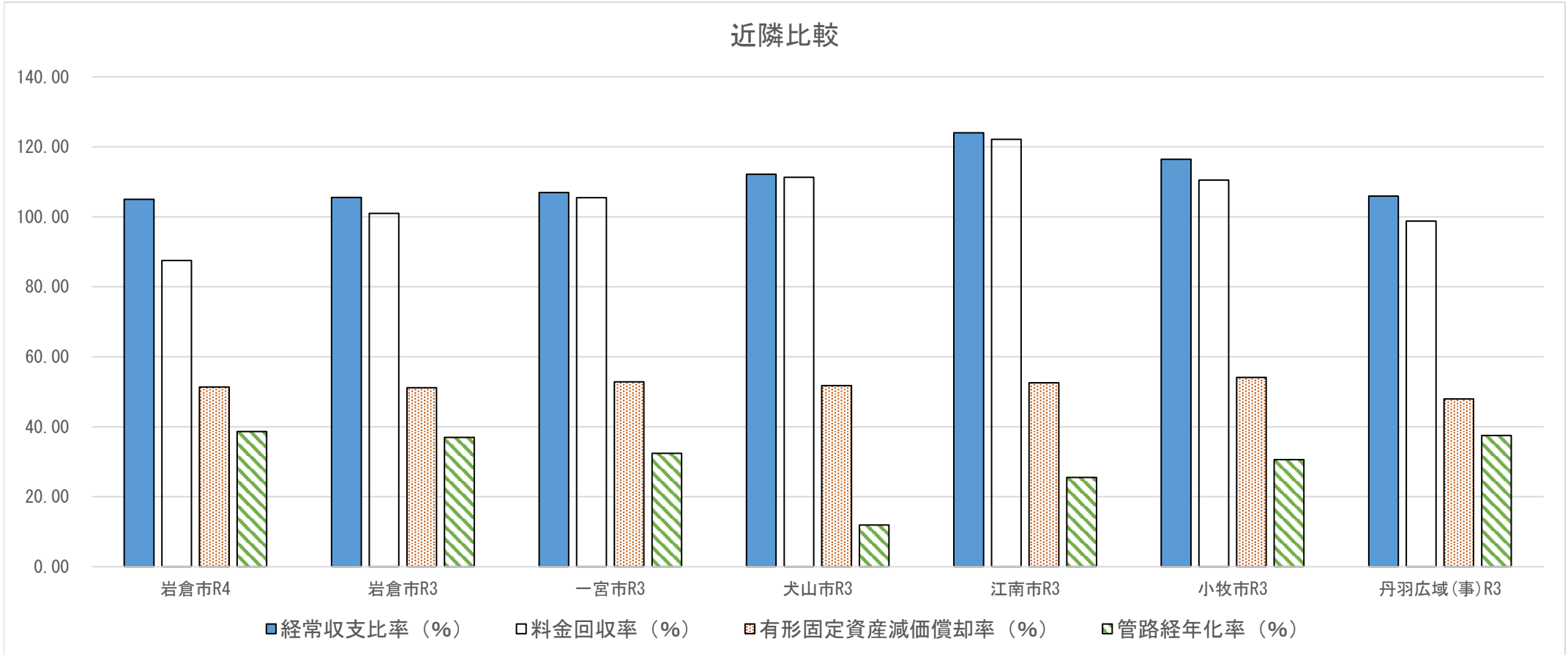
④ 県水・自己水供給エリア

岩倉市給水区域図





⑤ 水道事業の経営状況



【経常収支比率】

給水収益で維持管理費用等をどの程度賄えているかを表す指標

【料金回収率】

給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標

【有形固定資産減価償却率】

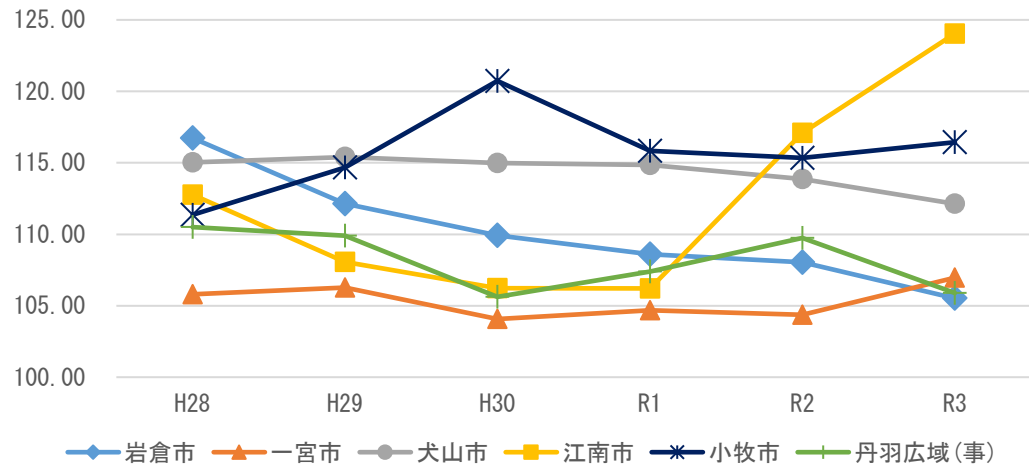
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標

【管路経年化率】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標

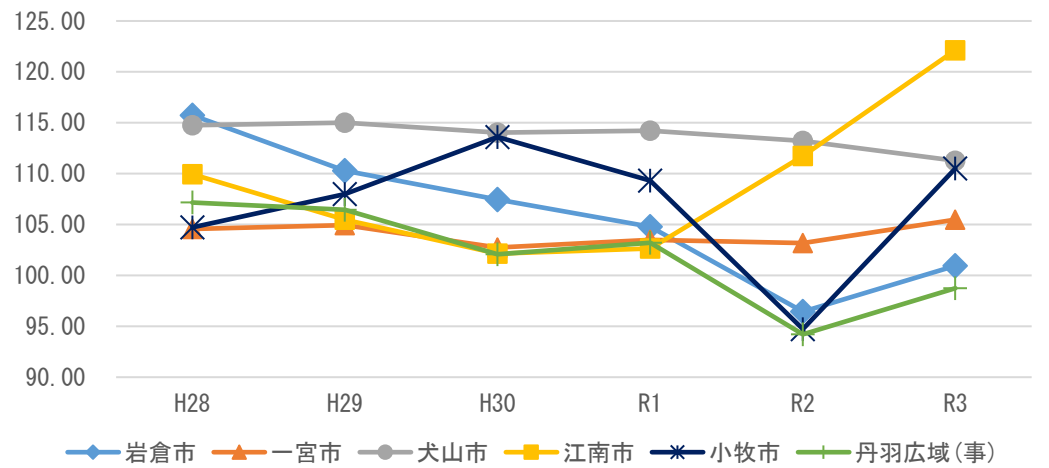
近隣比較（推移）

経常収支比率（％）



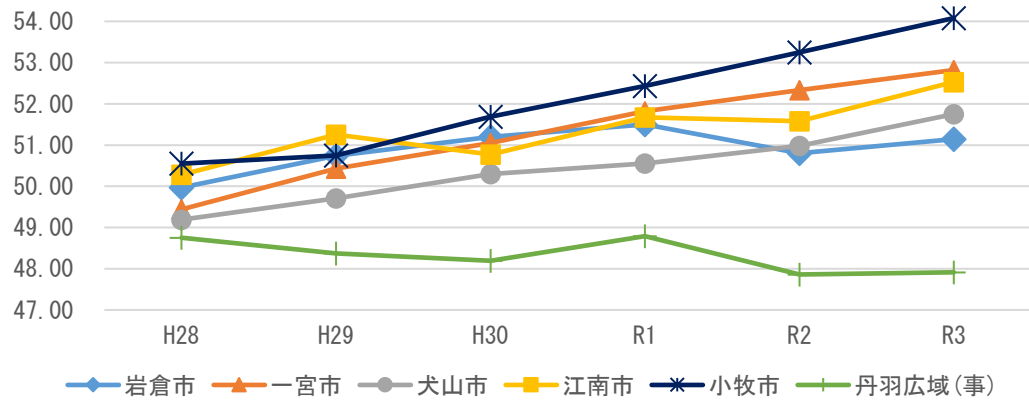
※黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。

料金回収率（％）



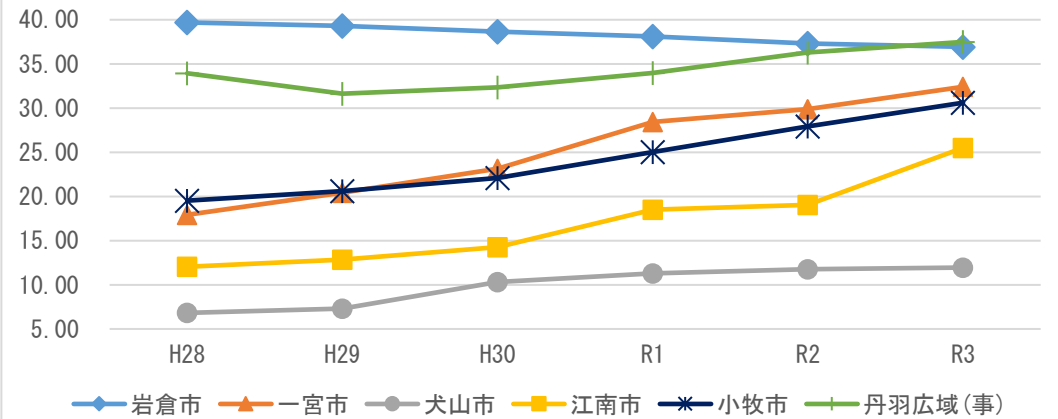
※100%を下回っている場合、適切な料金収入の確保が求められる。

有形固定資産減価償却率（％）



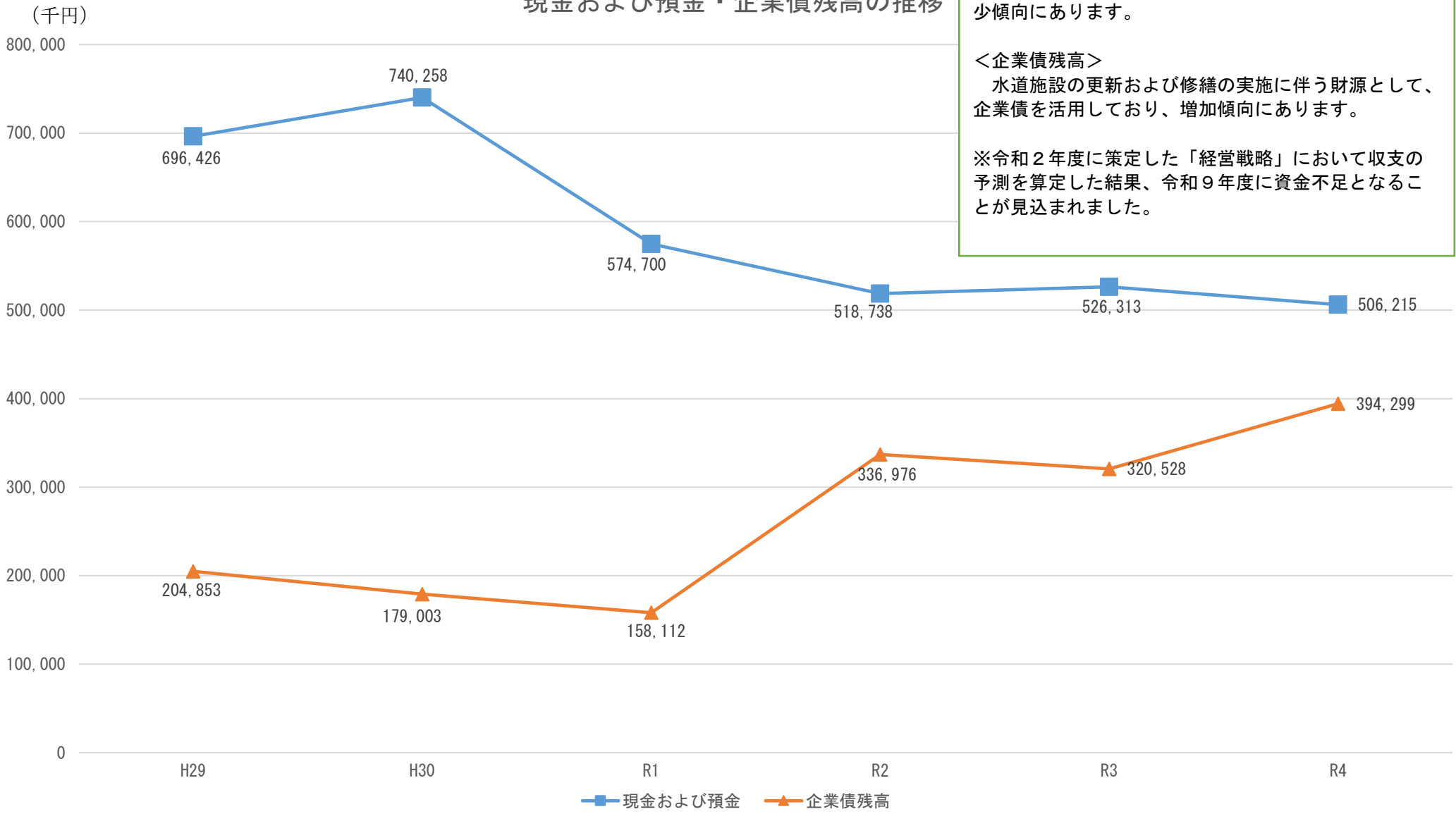
※数値が高いほど計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

管路経年化率（％）



※数値が高いほど計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

現金および預金・企業債残高の推移



＜現金及び預金＞
水需要の減少および建設改良事業の実施に伴い、減少傾向にあります。

＜企業債残高＞
水道施設の更新および修繕の実施に伴う財源として、企業債を活用しており、増加傾向にあります。

※令和2年度に策定した「経営戦略」において収支の予測を算定した結果、令和9年度に資金不足となることが見込まれました。

水道料金の変遷

改定時期	改定内容
昭和46年4月	水道事業創設
昭和48年4月	メーター使用料徴収開始
昭和51年4月	基本料金及び超過料金の見直し
昭和56年4月	基本料金及び超過料金の見直し 超過料金の単価を段階別に設定
昭和58年4月	基本料金及び超過料金の見直し
昭和63年2月	基本料金及び超過料金の見直し
平成4年4月	消費税3%導入に伴う見直し
平成9年7月	消費税5%に伴う見直し
平成14年7月	県営水道料金改定に伴う見直し
平成20年12月	使用水量10m ³ 未満の料金体系の見直し
平成26年4月	消費税8%に伴う見直し
令和元年10月	消費税10%に伴う見直し

現行料金表

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

用途	基本水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）	
			超過水量	料金
家事用 営業用 官公署用	5m ³ 以下	500円	5~10m ³	80円
			11~20m ³	105円
			21~30m ³	125円
			31~40m ³	160円
			41~50m ³	190円
			51m ³ 以上	215円
湯屋用	10m ³ 以下	900円	11m ³ 以上	90円
特別栓	1m ³ につき		215円	

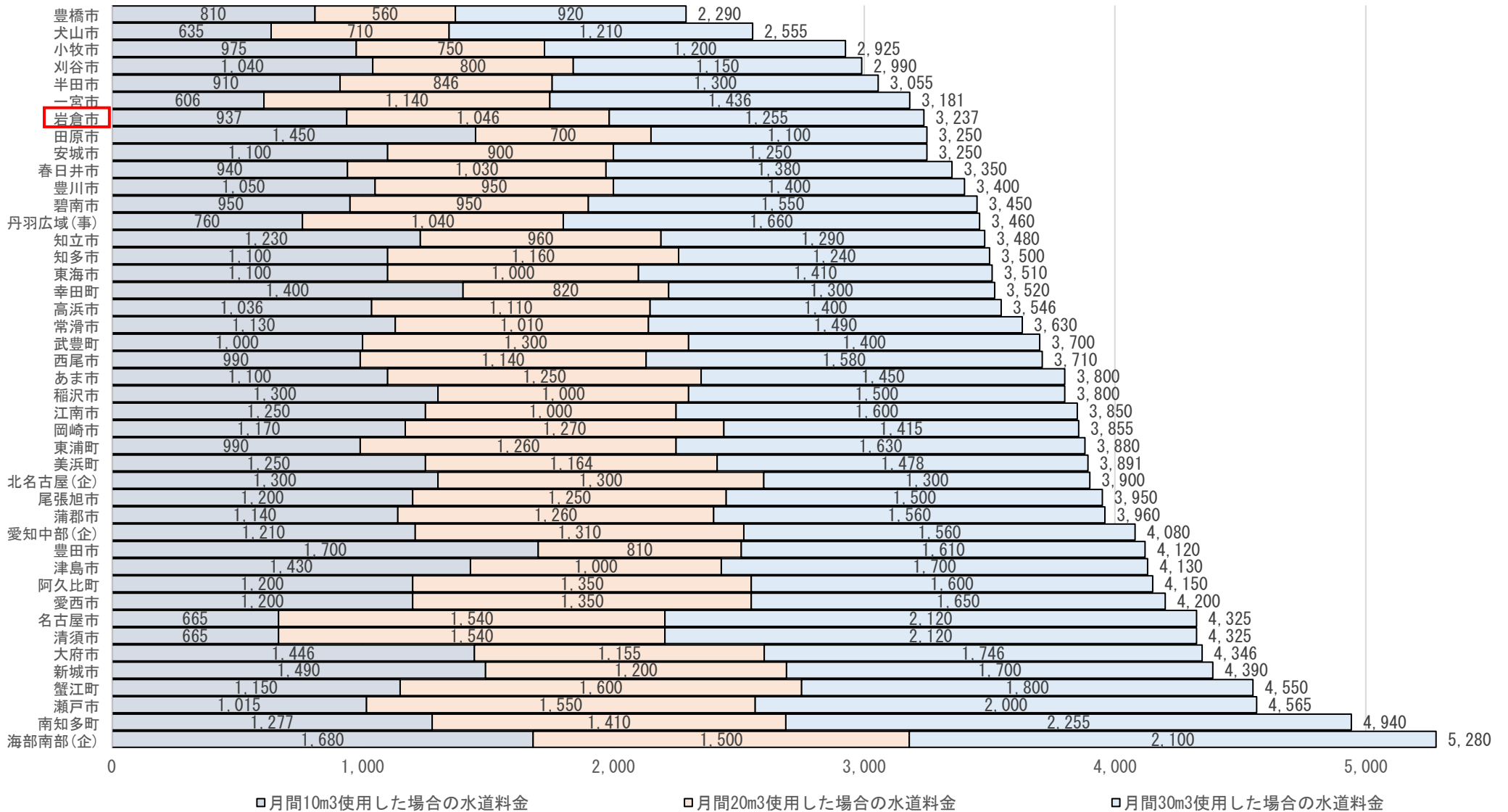
メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	40円	60円	80円	100円	150円	400円	1,000円

他事業体との料金比較

一般家庭用水道料金（φ13mm・税抜）（R4. 3. 31現在）

※「愛知の水道」より



※「愛知の水道」にて公表された税込でのデータを割り戻して税抜額を算出しているため、実際の税抜額とは異なる場合があります。

ランキング形式（税抜）

R4. 3. 31現在

月間10m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	一宮市	606
2	犬山市	635
3	清須市	665
4	名古屋市	665
5	丹羽広域(事)	760
6	豊橋市	810
7	半田市	910
8	岩倉市	937
9	春日井市	940
10	碧南市	950
11	小牧市	975
12	東浦町	990
13	西尾市	990
14	武豊町	1,000
15	瀬戸市	1,015
16	高浜市	1,036
17	刈谷市	1,040
18	豊川市	1,050
19	あま市	1,100
20	東海市	1,100
21	知多市	1,100
22	安城市	1,100
	平均値	1,116
23	常滑市	1,130
24	蒲郡市	1,140
25	蟹江町	1,150
26	岡崎市	1,170
27	愛西市	1,200
28	阿久比町	1,200
29	尾張旭市	1,200
30	愛知中部(企)	1,210
31	知立市	1,230
32	美浜町	1,250
33	江南市	1,250
34	南知多町	1,277
35	北名古屋(企)	1,300
36	稲沢市	1,300
37	幸田町	1,400
38	津島市	1,430
39	大府市	1,446
40	田原市	1,450
41	新城市	1,490
42	海部南部(企)	1,680
43	豊田市	1,700

月間20m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	犬山市	1,345
2	豊橋市	1,370
3	小牧市	1,725
4	一宮市	1,746
5	半田市	1,756
6	丹羽広域(事)	1,800
7	刈谷市	1,840
8	碧南市	1,900
9	春日井市	1,970
10	岩倉市	1,983
11	豊川市	2,000
12	安城市	2,000
13	東海市	2,100
14	西尾市	2,130
15	常滑市	2,140
16	高浜市	2,146
17	田原市	2,150
18	知立市	2,190
19	清須市	2,205
20	名古屋市	2,205
21	幸田町	2,220
	平均値	2,232
22	東浦町	2,250
23	江南市	2,250
24	知多市	2,260
25	武豊町	2,300
26	稲沢市	2,300
27	あま市	2,350
28	蒲郡市	2,400
29	美浜町	2,414
30	津島市	2,430
31	岡崎市	2,440
32	尾張旭市	2,450
33	豊田市	2,510
34	愛知中部(企)	2,520
35	愛西市	2,550
36	阿久比町	2,550
37	瀬戸市	2,565
38	北名古屋(企)	2,600
39	大府市	2,601
40	南知多町	2,687
41	新城市	2,690
42	蟹江町	2,750
43	海部南部(企)	3,180

月間30m3使用した場合

順位	事業体	金額
1	豊橋市	2,290
2	犬山市	2,555
3	小牧市	2,925
4	刈谷市	2,990
5	半田市	3,055
6	一宮市	3,181
7	岩倉市	3,237
8	安城市	3,250
9	田原市	3,250
10	春日井市	3,350
11	豊川市	3,400
12	碧南市	3,450
13	丹羽広域(事)	3,460
14	知立市	3,480
15	知多市	3,500
16	東海市	3,510
17	幸田町	3,520
18	高浜市	3,546
19	常滑市	3,630
20	武豊町	3,700
21	西尾市	3,710
	平均値	3,751
22	稲沢市	3,800
23	あま市	3,800
24	江南市	3,850
25	岡崎市	3,855
26	東浦町	3,880
27	美浜町	3,891
28	北名古屋(企)	3,900
29	尾張旭市	3,950
30	蒲郡市	3,960
31	愛知中部(企)	4,080
32	豊田市	4,120
33	津島市	4,130
34	阿久比町	4,150
35	愛西市	4,200
36	清須市	4,325
37	名古屋市	4,325
38	大府市	4,346
39	新城市	4,390
40	蟹江町	4,550
41	瀬戸市	4,565
42	南知多町	4,940
43	海部南部(企)	5,280

※「愛知の水道」にて公表された税込でのデータを割り戻して税抜額を算出しているため、実際の税抜額とは異なる場合があります。

令和4年度 岩倉市上水道事業会計の収支状況

収益の収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	816,171,000	250,000	0	816,421,000	824,475,748	8,054,748	
第1項 営業収益	629,941,000	△76,560,000	0	553,381,000	547,889,590	△5,491,410	(うち、仮受消費税額 49,760,849円)
第2項 営業外収益	124,167,000	76,810,000	0	200,977,000	208,335,606	7,358,606	(うち、仮受消費税額 10,700,646円)
第3項 特別利益	62,063,000	0	0	62,063,000	68,250,552	6,187,552	(うち、仮受消費税額 562,630円)

収益の支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 増 減 用 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 水道事業費用	735,322,000	10,748,000	0	0	0	746,070,000	0	746,070,000	705,522,114	0	40,547,886	
第1項 営業費用	723,882,000	10,748,000	0	0	0	734,630,000	0	734,630,000	704,182,072	0	30,447,928	(うち、仮払消費税額 42,616,126円)
第2項 営業外費用	9,437,000	0	0	0	0	9,437,000	0	9,437,000	1,340,042	0	8,096,958	
第3項 特別損失	3,000	0	0	0	0	3,000	0	3,000	0	0	3,000	
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	

資本的収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 予 算 額	補 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費運次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	343,938,000	0	343,938,000	0	0	343,938,000	242,056,300	△101,881,700	
第1項 給水負担金	27,492,000	0	27,492,000	0	0	27,492,000	25,799,400	△1,692,600	(うち、仮受消費税額 2,345,400円)
第2項 工事負担金	196,445,000	0	196,445,000	0	0	196,445,000	126,256,900	△70,188,100	(うち、仮受消費税額 1,253,680円)
第3項 企業債	120,000,000	0	120,000,000	0	0	120,000,000	90,000,000	△30,000,000	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

資本的支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当 予 算 額	補 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費運次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費運次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	458,229,000	△444,000	0	457,785,000	0	0	457,785,000	381,146,750	12,210,000	0	12,210,000	64,428,250	
第1項 建設事業費	440,821,000	△444,000	0	440,377,000	0	0	440,377,000	364,282,462	12,210,000	0	12,210,000	63,884,538	(うち、仮払消費税額 30,410,183円)
第2項 営業設備費	1,177,000	0	0	1,177,000	0	0	1,177,000	633,970	0	0	0	543,030	
第3項 企業債償還金	16,231,000	0	0	16,231,000	0	0	16,231,000	16,230,318	0	0	0	682	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額139,090,450円は、当年度分損益勘定留保資金104,953,552円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,811,103円及び建設改良積立金7,325,795円で補填した。